

# 平成25年第1回三笠市議会定例会

平成25年3月25日（第3日目）

## ○議事次第（第3号）

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 閉会宣告

## ○議事日程

- 日程第1 諸般報告について（教育行政報告）
- 日程第2 報告第 7号 まちづくり調査特別委員会報告について
- 日程第3 議案第2号から議案第22号までについて（委報第2号）
- 日程第4 議案第 25号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について
- 日程第5 意見書案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書
- 日程第6 意見書案第2号 ブラットパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書
- 日程第7 決議案第 1号 東清住地区養豚場からの悪臭問題の早期終息に関する決議

## ○出席議員（9名）

- |     |              |     |              |
|-----|--------------|-----|--------------|
| 議 長 | 1番 谷 津 邦 夫 氏 | 副議長 | 3番 齊 藤 且 氏   |
|     | 2番 澤 田 益 治 氏 |     | 4番 猿 田 重 夫 氏 |
|     | 6番 谷 内 純 哉 氏 |     | 7番 丸 山 修 一 氏 |
|     | 8番 儀 惣 淳 一 氏 |     | 9番 武 田 悌 一 氏 |
|     | 10番 高 橋 守 氏  |     |              |

## ○欠席議員（1名）

- 5番 扇 谷 知 巳 氏

## ○説明員

- |         |            |         |           |
|---------|------------|---------|-----------|
| 市 長     | 小林 和 男 氏   | 副 市 長   | 西城 賢 策 氏  |
| 総務福祉部長  | 松 本 哲 宜 氏  | 総 務 課 長 | 右 田 敏 氏   |
| 財 務 課 長 | 中 原 保 氏    | 納 税 課 長 | 米 田 廣 文 氏 |
| 市民生活課長  | 須 河 恵 介 氏  | 福祉事務所長  | 阿 部 弘 之 氏 |
| 保健福祉課長  | 三百 苺 宏 之 氏 | 企画経済部長  | 中 沢 敏 男 氏 |
| 政策推進主幹  | 阿 部 文 靖 氏  | 農 林 課 長 | 森 寛 氏     |
| 商工観光課長  | 猿 田 智 樹 氏  | 建設管理課長  | 鈴 木 英 夫 氏 |

建設課長	三宅博文氏	水道課長	千葉俊行氏
会計課長	田中哲也氏	監査委員	森原裕氏
監査委員事務局長	鈴木信之氏	教育委員長	折笠真仁氏
教育長	北山一幸氏	学校教育課長	高森裕司氏
社会教育課長	松浦基晴氏	博物館長	中村正法氏
高等学校事務長兼 事務係長事務取扱	堀籠秀樹氏	病院事務局長	澤上弘一氏
総務管理課長	金子満氏	消防長	永田徹氏
消防署長兼 総務予防課長	辻道元信氏	生活安全センター長	阿部英雄氏
消防課長	木村幸雄氏		

---

○出席事務局職員

議会事務局長	清水光一氏	議会係長	坂保徳氏
--------	-------	------	------

◎議長（谷津邦夫氏） おはようございます。開会前ですが、報道機関から撮影の申し出がありますので許可しております。

開議 午前 9時58分

---

### ◎開 議 宣 告

---

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 諸 般 報 告

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

教育行政報告について、教育長から報告を求めます。

教育長、登壇願います。

（教育長北山一幸氏 登壇）

◎教育長（北山一幸氏） 教育行政報告を申し上げます。

報告第1号市内小中学校教職員の人事についてであります。校長については、転出者が1名、転入者も同じく1名、教頭については、転出者が2名、転入者も同じく2名となっております。一般教員については、転出者が9名、転入者が8名、養護教員については、転出者が2名、転入者は1名、栄養教員については、退職者が1名おりますが、再任用となり、事務職員については、退職者が2名、転入者が1名となっております。平成25年度当初の教職員定数は、平成24年度から3名減となる65名となるものでございます。

次に、報告第2号市立三笠高等学校教職員の人事についてであります。新採用が2名となり、平成25年度当初の教職員定数は校長1名、教頭1名、一般教諭8名の合計10名となるものであります。

次に、報告第3号平成24年度市内中学校卒業生の進路状況についてであります。卒業生は68名であり、3名の未定者を除いては進路が決定しております。学校別の進路状況については、別表のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、報告第4号平成25年度市立三笠高等学校合格者の状況についてであります。推薦選抜及び一般選抜を実施し、合格者は40名となっております。合格者の出身地域については資料のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

以上、教育行政報告といたします。

◎議長（谷津邦夫氏） これより教育行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第2号について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第3号について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 最後に、報告第4号について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、教育行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして諸般報告を終わります。

---

◎日程第2 議案第7号 まちづくり調査特別委員会報告について

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 議案第7号まちづくり調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

丸山委員長、登壇願います。

（まちづくり調査特別委員会委員長丸山修一氏 登壇）

◎まちづくり調査特別委員会委員長（丸山修一氏） まちづくり調査特別委員会委員長報告をいたします。

平成23年第2回臨時会で決議設置されましたまちづくり調査特別委員会について、調査の結果を報告いたします。

この委員会は、議長を除く全議員による委員会での調査を行っておりますので、質疑と答弁、内容等の詳細は省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

さて、本会期中、3月7日と3月19日の2日間開催し、両日とも、東清住地区養豚場からの悪臭に関する対応について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

初めに、3月7日には、地域住民の快適な生活を阻害していることから、早期全面解決を求め、議会としての意見を表明するため決議を行うことについて審査をいたしました。

次に、3月19日には、1点目、未処理排水の不適切な放流に関する経緯及び確認事項について、2点目、今後の対応について、行政からの現地確認の経緯と指導の内容について資料説明を受けた後、各委員からの質疑と答弁があり、その後、本件に関する当委員会として決議の提出について審査を行いました。

以上をもちまして、当委員会の調査結果について御報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） これより委員長報告に対する質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、質疑を終了し、報告第7号まちづくり調

査特別委員会報告については、報告済みとします。

---

**◎日程第3 議案第2号から議案第22号までについて（委報  
第2号）**

---

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の3 委報第2号議案第2号から議案第22号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

高橋委員長、登壇願います。

（予算審査特別委員会委員長高橋守氏 登壇）

◎予算審査特別委員会委員長（高橋 守氏） 予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

この委員会は、平成25年3月18日、19日に実施させていただいております。

さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第2号から議案第22号までの21件であります。

この委員会は、議長を除く全議員で審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑答弁の内容、御配付の文書等及び資料の説明につきましては、省略をさせていただきます。審査の結果についてのみ御報告をさせていただきます。

それでは、報告いたします。

議案第2号三笠市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第3号三笠市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準条例の制定について、議案第4号三笠市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定について、議案第5号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号平成24年度三笠市一般会計補正予算（第8回）について、議案第11号平成24年度三笠市下水道事業会計補正予算（第2回）について、議案第12号平成24年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）について、議案第13号平成25年度三笠市一般会計予算について、議案第14号平成25年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第15号平成25年度三笠市国民健康保険特別会計予算について、議案第16号平成25年度三笠市介護保険

特別会計予算について、議案第17号平成25年度三笠市育英特別会計予算について、議案第18号平成25年度三笠市水道事業会計予算について、議案第19号平成25年度三笠市下水道事業会計予算について、議案第20号平成25年度市立三笠総合病院事業会計予算について、議案第21号市道路線の廃止について、議案第22号市道路線の認定について、各委員からの質疑及び答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての御報告といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより委員長報告に対する質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、議案第2号から議案第22号までについて一括して質疑を終了いたします。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第2号について、討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第2号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第2号三笠市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第3号について、討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第3号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第3号三笠市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第4号について、討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第4号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第4号三笠市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第5号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第5号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第5号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第6号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第6号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第6号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第7号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第7号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第7号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第8号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 8 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 8 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 9 号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 9 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 9 号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 10 号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 10 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 10 号平成 24 年度三笠市一般会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 11 号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 11 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 11 号平成 24 年度三笠市下水道事業会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 12 号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。



お諮りします。

議案第12号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第12号平成24年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第13号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第13号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第13号平成25年度三笠市一般会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第14号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第14号平成25年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第15号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第15号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第15号平成25年度三笠市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第16号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第16号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第16号平成25年度三笠市介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第17号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第17号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第17号平成25年度三笠市育英特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第18号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第18号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第18号平成25年度三笠市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第19号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第19号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第19号平成25年度三笠市下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第20号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第20号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第20号平成25年度市立三笠総合病院事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第21号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第21号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第21号市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第22号について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第22号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第22号市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

---

◎日程第4 議案第25号 議会運営委員会及び常任委員会所  
管事項調査について

---

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の4 議案第25号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案に係るものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第25号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第25号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第6 意見書案第2号 ブラットパッチ療法の保険適用  
及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める  
意見書**

---

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の6 意見書案第2号ブラットパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書を議題とします。

本案については、澤田議員のほか3人からの共同提案に係るものであり、この際提出者を代表し、齊藤議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤議員、登壇願います。

(3番齊藤且氏 登壇)

◎3番(齊藤 且氏) ただいま上程されました意見書第2号ブラットパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書を朗読提案させていただきます。

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首、背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下などのさまざまな症状が複合的に発症する疾病と言われています。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきました。また、この疾病に対する治療法としてブラットパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがあります。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め、外傷による脳脊髄液の漏れは決してまれではない」と明記され、このことにより、外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となりました。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に治療法である硬膜外自家血注入法、いわゆるブラットパッチ療法が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラットパッチ療法の治療基準づくりが開始されました。

また、研究班による世界初と言われる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も平行して行われることになっていますが、脳脊髄液減少症患者数の約8割は、脳脊髄液漏出症の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられています。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記。1、ブラットパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。

2、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「治療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。

3、脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者、家族に対する相談及び支援体制を確立すること。

4、ブラットパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月25日。

北海道三笠市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第2号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第2号ブラットパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって、本文記載の提出先へ送付します。

---

◎日程第5 意見書案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書

---

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、意見書案第1号安心できる介護制度の実現を求める意見書を議題とします。

本案については、齊藤議員ほか3人からの共同提案に係るものであり、この際、提出者を代表し、澤田議員から提案理由の説明を求めます。

澤田議員、登壇願います。

（2番澤田益治氏 登壇）

◎2番（澤田益治氏） 意見書案第1号安心できる介護制度の実現を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をいたします。

「家族を介護負担から解放する」をうたい文句として、介護保険制度が始まって以来、制度改正がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。

2012年4月介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30分以上60分未満」「60分以上」から「20分以上45分未満」「45分未満」へと短縮されたことにより、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減などさまざまな問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっております。

介護保険の利用限度額に達したり自己負担利用料負担が大きくなりすぎるなどで、必要な介護を受けることができず、家族の介護負担も一向に軽減されていません。

また、介護労働者の賃金は、他産業と比較して大幅に低く、職場では、離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務であります。医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、病院から在宅への流れが強まっていますが、在宅医療も介護もその受け皿としては余りに脆弱な体制です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

以上の趣旨から下記の事項について要望いたします。

1、介護保険制度を改善し、介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料、利用料を国の責任で軽減すること。

2、訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるよう改めること。

3、全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成25年3月25日。

北海道三笠市議会。

提出先につきましては、記載のとおりでありますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第1号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第1号安心できる介護制度の実現を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって、本文記載の提出先へ送付します。

---

### ◎日程第7 決議案第1号 東清住地区養豚場からの悪臭問題 の早期終息に関する決議

---

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の7 決議案第1号東清住地区養豚場からの悪臭問題の早期終息に関する決議を議題とします。

本案については、儀惣議員のほか4人からの共同提案に係るものであり、この際提出者を代表し、儀惣議員から提案理由の説明を求めます。

儀惣議員、登壇願います。

(8番儀惣淳一氏 登壇)

◎8番(儀惣淳一氏) 決議案第1号東清住地区養豚場からの悪臭問題の早期終息に関する決議につきまして、朗読をもって提案申し上げます。

東清住地区における養豚場は、平成23年12月より操業を開始しているが、操業開始間もない平成24年2月に、地域住民からの通報により、尿処理施設から臭気の漏れが判明、その後、度重なる改善要求に対しても、悪臭発生の解消に至っていないことは、まことに遺憾であり、その臭気により著しく生活に支障を来している地域住民から議会に対し、強い要望があることから、この養豚施設からの悪臭を一日も早く解消することが急務であり、現状のままこの事業を続けることは、地域住民のみならず、三笠市民全体に大きな不安を与えるものである。この不安を取り除くために、事業主は地域住民に十分な説明責任を果たすとともに、改善に向けた一層の取り組みを行う必要があり、関係当局においては現状の回復に向け、さらなる指導を要望するところである。

よって、本市議会は市民の快適な生活を確保するため、悪臭は発生してから1年以上は経過し、受忍限度を超える悪臭問題について、市と歩調を合わせ、早期全面解決を強く求める。

以上、決議する。

北海道三笠市議会。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

決議案第1号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

決議案第1号東清住地区養豚場からの悪臭問題の早期終息に関する決議は、原案可決されました。

以上で、今定例会に付議された事件は、全て終了しました。

---

### ◎閉 会 宣 告

---

◎議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、平成25年第1回三笠市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時34分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員